

広島県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十九年二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島海田線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
	広島市南区大州四丁目四〇七番一地从先から 安芸郡府中町茂陰一丁目六〇四二番一九地先 まで					
		一五・〇〇 三七・三〇	二五・〇〇 三七・三〇	二七・〇〇	一部拡幅	